

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方に関する中間まとめ (素案)

目次

1. 高等教育を取り巻く状況	1
(1) 近年の高等教育を取り巻く変化	1
① 急速な少子化の進行	1
② 経済・産業・雇用の変化	1
③ 学修者本位の教育への転換など高等教育改革の推進	2
④ コロナ禍を契機とした遠隔教育の普及	3
⑤ 初等中等教育段階の学びの変化	3
⑥ 進学率における地域間格差	4
⑦ 国際的な留学生獲得競争の激化	5
⑧ リカレント教育・リスキリングの必要性の高まり	6
⑨ 我が国の研究力の低下	6
(2) これまでの高等教育政策	7
① 量的拡大に対する計画と規制	7
② 大学設置基準の大綱化	8
③ 設置認可における規制の緩和	9
④ 国立大学改革の推進	9
⑤ 「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」へ	10
⑥ 定員未充足や定員超過への対応強化	10
⑦ 学修者本位の教育への転換	11
⑧ 奨学金事業の充実	11
⑨ 今後に向けて	12
2. 今後の高等教育の目指すべき姿	13
(1) 我が国の「知の総和」の維持・向上	13
(2) 高等教育政策の目的	13
(3) 重視すべき観点	14
① 文理横断・文理融合教育の推進	14
② 成長分野を支える人材の育成	16
③ 流動性に支えられた多様性の確保	16
④ 国際競争の中での研究力の強化	17
⑤ 学生への経済的支援の充実	17
⑥ 初等中等教育との接続強化	18
⑦ 高等教育における社会との接続及び連携の強化	18

⑧地域との連携.....	19
3. 今後の高等教育の政策の方向性	20
(1) 教育研究の「質」の更なる高度化.....	20
①学修者本位の教育の更なる推進.....	20
②多様な価値観が集まるキャンパスの実現.....	22
③大学院教育の改革.....	23
(2) 高等教育全体の適正な「規模」の確保.....	25
①18歳で入学する学生以外の受入れ拡大.....	26
②高等教育全体の適正な規模の確保.....	26
(3) 地域における高等教育への「アクセス」確保.....	27
①地理的観点からのアクセス確保.....	28
②社会経済的観点からのアクセス確保.....	29
4. 上記3までを踏まえた上で、今後検討を深めていく必要がある論点	31
(1) 設置者別・機関別の役割分担や連携の在り方.....	31
(2) 高等教育改革を支える支援方策の在り方.....	32

1. 高等教育を取り巻く状況

(1) 近年の高等教育を取り巻く変化

- ・ 中央教育審議会では、平成 30 (2018) 年 11 月に「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」(以下「グランドデザイン答申」という。)を出し、その後、文部科学省において同答申に基づき制度改革をはじめ様々な施策が講じられ、各高等教育機関においても着実に改革が進められている。しかしながら、その後も社会は急激に変化しており、特に、我が国における急速な少子化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機とした遠隔教育の普及や生成 AI の台頭、研究力の低下、国際情勢の不安定化など高等教育を取り巻く状況は大きく変化している。
- ・ このような世界の急激な変化や、我が国における社会的、経済的な様々な変化、教育研究に関する各種改革の進展等を踏まえ、新たな時代の高等教育の在り方について検討することが必要である。

①急速な少子化の進行

- ・ 高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口は、昭和 41 (1966) 年の約 249 万人をピークに、平成 4 (1992) 年の約 205 万人を経て、大幅に減少を続けており、令和 5 (2023) 年には約 110 万人とピークから半減している。仮に急速な少子化に伴う 18 歳人口の減少が推計どおりに進行すれば、2040 年には、約 82 万人¹、現在の規模と比較すると約 75% になることが予想されている。
- ・ 一方で、この間の大学進学率は、昭和 51 (1976) 年から平成 4 (1992) 年までの高等教育計画の時代を除き、ほぼ右肩上がりに上昇し、これに伴い、大学進学者数も昭和 41 (1966) 年の約 29 万人から現在の約 63 万人へと倍増している。
- ・ 2040 年代の大学進学率を、過去 4 年間 (平成 30 (2018) ~令和 3 (2021) 年度) の都道府県別・男女別の進学率の伸び率等を条件において、機械的に試算すると、2040 年の大学進学者数は約 51 万人、2050 年までの 10 年間は 50 万人前後で推移すると推計される。

②経済・産業・雇用の変化

- ・ 高等教育機関の主たる出口である産業界を取り巻く状況も変化している。世界の GDP に占める我が国の割合は平成 12 (2000) 年時点では 8.3% であっ

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和 5 年推計)」の出生中位・死亡中位を基に推計。これは、令和 2 (2020) 年までの実績値を基に令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。令和 4 (2022) 年の出生数は約 77 万人であり、2040 年の 18 歳人口が 82 万人から下振れする可能性もあるものの、その程度については正確に示すことができない。

たが、2060年には2.7%まで低下することが見込まれている²。また、我が国の世界競争力³は平成4（1992）年まで1位であったが、令和5（2023）年は35位にまで順位を落としている。

- ・ 18歳人口の減少のみならず、我が国の生産年齢人口（15～64歳）は、2030年には57.3%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になることが予測されている⁴。今後、多様な分野で人材が不足し、労働需要に対して労働供給が明白に不足する「労働供給制約社会」の到来が予測される。労働力不足に直面する我が国の多くの産業は、サービスを維持・拡大するために、ITで補完する必要性が生じているが、人材のリスキリングが停滞した場合、2030年には先端IT人材が54.5万人不足するとの試算もある⁵。また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を進めるに当たっての課題として人材不足を掲げる企業は、米国（27.2%）やドイツ（31.7%）と比較して日本（53.1%）は高い割合を示している⁶。さらに、例えば我が国の成長と安全保障の両面から重要な位置づけにある半導体産業については、今後10年間で少なくとも4万人程度の人材が追加で必要になると見込まれている⁷。
- ・ また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）が進められる中、脱炭素に向けた潮流は、新たな産業構造への転換をもたらし、特に化石燃料に関連する産業の雇用を減少させる一方、再生可能エネルギーなどで新たな雇用を創出することが予測される⁸。
- ・ 上記のような産業構造の変化が見込まれる中で、意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等⁹も、2015年には、注意深さ・ミスがないこと、責任感・まじめさが重視されているが、2050年には、問題発見力、的確な予測、革新性が一層求められると予測されている¹⁰。

③学修者本位の教育への転換など高等教育改革の推進

- ・ グランドデザイン答申において示された改革方針は、順次検討・実施がなされてきた。例えば、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保の観点からは、多様化する教員の働き方に対応した実務家教員の登用や複数大学等でのクロスアポイントメント等が促進されるよう、従来の専任教員の概念を、学位

² World Bank「World Development Indicators」、OECD「The Long Game: Fiscal Outlooks to 2060 Underline Need for Structural Reform」（2021年10月）

³ IMD「World Competitiveness Ranking」（2023年6月）

⁴ OECD「Looking to 2060: Long-term global growth prospects」（2012年11月）

⁵ 経済産業省委託調査「IT人材需給に関する調査（みずほ情報総研株式会社）」（平成31（2019）年3月）

⁶ 総務省委託調査「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書（株式会社情報通信総合研究所）」（令和3（2021）年3月）

⁷ 経済産業省商務情報政策局「半導体・デジタル産業戦略」（令和5（2023）年6月）

⁸ OECD「Green Growth Indicators 2017」（2017年6月）

⁹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」（平成27（2015）年5月）

¹⁰ 経済産業省「未来人材ビジョン」（令和4（2022）年5月）

プログラムに係る責任性を明確化した基幹教員に改める大学設置基準の改正が令和4（2022）年に実施された。また同時に、大学の創意工夫に基づく先導的な取組を促進するため、内部質保証の体制が十分機能していること等を要件とする教育課程等に係る特例制度も導入された。

- 教育の質の保証と情報公表の観点からは、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示す教学マネジメント指針が令和2（2020）年に策定され、令和5（2023）年には大学入学者選抜に関する記載が追補された。
- また、各大学の教育改善に活かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること等を目的として学生目線からの大学教育や学びの実態が把握できるよう令和元（2019）年以降、全国学生調査が試行的に実施されている。
- 加えて、意欲ある者が家庭の経済状況に関わらず、希望する質の高い教育を受けられるよう、低所得世帯の学生等に対して、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の支給を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」が令和2（2020）年に導入された。同制度の導入等に伴い、低所得者世帯の高等教育進学率の上昇がみられる。

④ コロナ禍を契機とした遠隔教育の普及

- 令和元（2019）年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、大学においては、遠隔授業の活用が進んでいる。多様なメディアを利用した遠隔授業¹¹を実施する大学は平成29（2017）年度において37.1%であったところ、令和3（2021）年度には70.1%と4年で約2倍に増加している¹²。
- 他方で、令和4（2022）年度において、大学の授業の受講形態の平均は、対面授業が77%、同時双方向型オンライン授業が9%、オンデマンド型オンライン授業が11%、その他実習等が2%と対面授業が中心であった¹³。
- なお、このような変化の中で、オンラインを活用して日本人学生と外国人の学生が共に学ぶ「共修」を実施する動きが広がった。

⑤ 初等中等教育段階の学びの変化

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答

¹¹ 多様なメディアを利用した遠隔授業とは、大学設置基準第25条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業のこと。

¹² 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和3年度）」（令和5（2023）年9月）

¹³ 文部科学省「令和4年度 全国学生調査（第3回試行実施）」（令和5（2023）年7月）

申)」（令和3（2021）年1月）において、指導の個別化¹⁴と学習の個性化¹⁵を通じた「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指すことが示されている。

- ・ 令和元（2019）年以降、GIGA スクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を活かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。
- ・ 平成30（2018）年3月の学習指導要領の改訂により、高等学校においても、総合的な学習の時間が「総合的な探究の時間」に名称変更され、生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習の充実が図られている。

⑥進学率における地域間格差

- ・ 都道府県別高校新卒者の大学、短期大学、専門学校への進学率は、全体的に上昇しているものの、地域によって差があり、令和5（2023）年度において、京都府（85.7%）が最も高く、山口県（61.7%）が最も低くなっており、24.1ポイントの差がある¹⁶。また、大学進学率を男女別にみると、ほぼすべての都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は、山梨県（15.8ポイント）、埼玉県（11.4ポイント）、北海道（9.8ポイント）、滋賀県（9.7ポイント）の順に高い¹⁷。
- ・ 収容率と大学進学率は正の相関関係にあり、収容率が高い都道府県ほど、進学率が高い傾向にあるが、大都市がある都道府県に、私立学校を中心に大学及び短期大学が集中しており、その学校数に比例して入学者数も多い傾向にある。また、各都道府県の専攻分野別入学定員の割合（大学及び短期大学）は様々であるが、例えば、大都市圏である東京や京阪神では、人文・社会科学分野の占める割合が大きく、理学・工学・農学分野の占める割合が小さい

¹⁴ 教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど。

¹⁵ 子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身の学習が最適となるよう調整すること。

¹⁶ 文部科学省「令和5年度学校基本統計」（令和5（2023）年12月）

¹⁷ 文部科学省「令和5年度学校基本統計」（令和5（2023）年12月）

傾向にある¹⁸。

⑦国際的な留学生獲得競争の激化

- ・ 世界の留学生数は平成 12（2000）年の約 160 万人から令和 5（2023）年の約 640 万人と約 4 倍に増加している¹⁹。グローバル化の加速に伴い、世界規模で優秀な留学生の獲得競争が激化する中、世界に占める日本の留学生受入れ割合は低下がみられる一方で、2000 年と比べて大きくシェアを伸ばしている国²⁰もある。
- ・ 日本の大学、大学院における留学生割合について、学部段階は約 3 %、修士課程は約 10%、博士課程は約 21%と、いずれも OECD 平均より低い割合となっている²¹。また、我が国への外国人留学生の出身国・地域は中国、ネパール、ベトナム、韓国の順に上位 10 か国をアメリカ以外全てアジア諸国が占めており、偏在が見られる²²。また、専門学校の留学生の割合は、全体としては 12%程度と推計され、出身国等の偏在も同じ傾向にあり、この 10 年で比べるとより低所得国からの来日が増える傾向がある。
- ・ OECD、ユネスコ、米国国際教育研究所(IIE)等の令和 3（2021）年の統計をもとに、海外の機関が把握している日本人の海外留学者数(主に長期留学)を文部科学省が集計したところ、41,612 人であった²³。また、我が国の大学等が把握する日本人学生の海外留学者数²⁴は、令和 4（2022）年度には、全体で 58,162 人であり、そのうち、3 か月以上 1 年未満が 20,695 人、3 か月未満が 34,898 人となっている²⁵。日本の若者は「外国留学をしたいと思わない」と答える者が 5 割を超えるなど、日本の若者が内向き志向であると指摘されている²⁶。その背景として、経済的問題や語学力不足、留年や就職への不安等が挙げられている²⁷。

¹⁸ 文部科学省「令和 4 年度全国大学一覧」（令和 5（2023）年 5 月）

¹⁹ Institute of International Education (IIE) 「Project Atlas , Global Mobility Trends」
（2023 年）

²⁰ カナダなど

²¹ OECD「Education at a Glance 2023」（2023 年 9 月）

²² 日本学生支援機構「2023（令和 5）年度外国人留学生在籍状況調査結果」（令和 6（2024）年 5 月）

²³ OECD 加盟国については OECD が公表している「Education at a glance」、その他の国・地域についてはユネスコ統計局による統計や Institute of International Education (IIE)「Open Doors」等、各国等が発表している数値をもとにしており、調査時点や調査対象は、国・地域によって異なる。

²⁴ 高校卒業後に直接海外の大学へ進学した者など、大学等が把握できない留学生を捕捉できていないことに留意が必要

²⁵ 日本学生支援機構「2022（令和 4）年度日本人学生留学状況調査」（令和 6（2024）年 5 月）

²⁶ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」（令和元（2019）年 6 月）

²⁷ 文部科学省委託調査「学生の海外留学に関する調査 2022（株式会社マクロミル）」（令和 4（2022）年 3 月）

⑧リカレント教育・リスキリングの必要性の高まり

- ・ 人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されており、こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人のリカレント教育・リスキリング²⁸をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。生涯学習社会を実現するためには、生涯にわたって学び続ける学習者の育成が重要である。
- ・ 国際比較によれば、成人学習の参加率が高い国は労働生産性が高い傾向を示している²⁹。他方、日本企業の OJT 以外の人材投資（GDP 比）は、諸外国と比較して最低水準かつ低下傾向にあり³⁰、また、社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数近くであり、諸外国と比して非常に高くなっている³¹。

⑨我が国の研究力の低下

- ・ 研究力を測る主要な指標である論文指標については、2000 年代前半から国際的な地位の低下が続いている状況³²である。論文数における日本の順位は、20 年前（1999－2001 年平均値）は第 2 位であったが、直近（2019－2021 年平均値）は第 5 位であり、2000 年代前半から順位が低下している³³。また、Top10% 補正論文数³⁴における日本の順位は、20 年前は第 4 位であったが、直近は第 13 位である。さらに、Top1% 補正論文数における日本の順位は、20 年前は第 4 位であったが、直近は第 12 位である³⁵。
- ・ また、我が国の論文数分布を論文数規模の近い英国、ドイツと比較すると、上位大学の論文数は日本の方が多いが、上位に続く層の論文数は英国、ドイツの方が多くなっている。また、日本は論文数規模の小さい大学の数が多い

²⁸ リカレント教育は、社会変化への対応や自己実現を図るための①リスキリング（時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること）、②アップスキリング（現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること）、③職業とは直接的には結びつかない技術や教養等を身に付けること、を内包した社会人の学び直しを意味する。

²⁹ 加藤かおり「大学学位取得者の成人教育参加に関する国際比較」（令和 4（2022）年 8 月）、公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2023」（令和 5（2023）年 12 月）を基に文部科学省作成

³⁰ 内閣府「国民経済計算」、JIP データベース等を利用し、学習院大学宮川努教授が推計

³¹ パーツル総合研究所「グローバル就業実態・成長意識調査（2022 年）」（令和 4（2022）年 11 月）

³² 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング 2023」（令和 5（2023）年 8 月）

³³ 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング 2023」（令和 5（2023）年 8 月）

³⁴ 論文の被引用数が各年各分野（22 分野）の上位 10%（1%）に入る論文数が Top10%（1%）論文数である。Top10%（1%）補正論文数とは、Top10%（1%）論文数の抽出後、実数で論文数の 1/10（1/100）となるように補正を加えた論文数を指す。

³⁵ クラリベイト社 Web of Science XML（SCIE, 2022 年末バージョン）を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

という特徴がある³⁶。

- 大学等教員³⁷の研究時間割合の低下に関して、平成 20（2008）年と比較して、直近の平成 30（2018）年においては、年間総職務時間が約 1 割強減少している。また、大学の管理運営業務については割合の増加だけでなく、教職員の負担感が増加しており、教育研究活動に専念することが困難となっているといった指摘もある³⁸。
- 我が国の博士の学位授与者数も平成 18（2006）年の約 1.8 万人から令和 2（2020）年は約 1.6 万人へと減少している。また、我が国は、世界の研究ネットワークの中で国際頭脳循環の流れに出遅れている。
- 基盤的経費が伸び悩んでいることが日本の研究力低下の一因であるとの指摘³⁹がある一方で、近年では、基盤的経費としての運営費交付金等に加え多様で独創的な研究に継続的・発展的に取り組むため、科学研究費助成事業（科研費）等の競争的研究費を確保するとともに、新たな仕組みである世界最高水準の研究大学の実現に向けた「国際卓越研究大学制度」や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する、各大学の強みや特色を活かした取組の支援等を通じて大学の研究力の強化に取り組んでいる。

＜深掘して御議論いただくポイントの例＞

①上記の状況の変化に追加すべき事項として何が考えられるか。

（2）これまでの高等教育政策

- 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方について検討するにあたり、これまでの高等教育政策における質、規模、アクセスに関する主な政策に焦点を当てて概観することとする。

①量的拡大に対する計画と規制

- 戦後、高等教育の量的拡大が急速に進み、昭和 38（1963）年には大学・短大進学率が 15%を超え、日本の高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行⁴⁰した。
- 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本

³⁶ 科学技術・学術政策研究所「研究論文に着目した日英独の大学ベンチマーキング 2019—大学の個性を活かし、国全体としての水準を向上させるために—」（令和 2（2020）年 3 月）

³⁷ 国公私立の大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関に所属する教員

³⁸ 文部科学省「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（令和元（2019）年 6 月）

³⁹ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成 22（2010）年 7 月）

⁴⁰ 米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が 15%を超えると高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ、進学率が 50%を超えると「ユニバーサル段階」へ移行するとしている。

的施策について（答申）」（昭和 46（1971）年 6 月）では、高等教育の「マセ段階」への移行と社会の複雑高度化を踏まえ、高等教育の質の維持・向上に向けて、高等教育の多様化、弾力化、開放化とともに、国が高等教育の全体規模等を計画する必要性が指摘された。

- ・ 昭和 51（1976）年には、高等教育の規模の目途等を示した高等教育計画が策定された。5 次にわたって策定された高等教育計画は、各計画において若干の変遷はあるものの、大枠としては、特に必要性の高い場合においてのみ、大学、学部等の新設や定員増を認めることとされ（大学等の新增設の原則抑制）、加えて工業（場）等制限区域や政令市、都市部においては、地域間格差是正の観点から大学等の新增設は抑制することとされた。

②大学設置基準の大綱化

- ・ 大学審議会「大学教育の改善について（答申）」（平成 3（1991）年 2 月）を受け、同年に大学設置基準が改正され、各大学が多様で特色ある教育課程を編成することができるよう、大学教育の基本的枠組みを定めている大学設置基準が大幅に簡素化・大綱化されるとともに、大学による自己点検・評価が努力義務化された。
- ・ 大学設置基準の簡素化・大綱化により、多くの大学で教育課程の改革や教育研究組織の改革が進み、少人数教育の実施や学際的な学部・学科等の設置が推進された。一方で、教養教育の弱体化につながったとの指摘や、体系的な教育課程の編成につながっていないとの指摘もなされる中で、教育の充実に焦点を当てた中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成 20（2008）年 12 月）（以下「学士課程答申」という。）及び同審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」（平成 24（2012）年 8 月）の二つの答申が出され、それぞれの大学における 3 つの方針⁴¹を明確にし、学位プログラムとしての体系的な教育の展開を求めることが提言された。答申を受け、ナンバリングやルーブリック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新たな工夫の導入も進められ、その後、3 つの方針の公表義務化⁴²や文理横断・文理融合教育⁴³の推進⁴⁴等に関する取組が進められている。

⁴¹ 「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の 3 つの方針

⁴² 平成 28（2016）年に学校教育法施行規則が改正され、3 つの方針を各大学で策定・公表することが義務付けられた。

⁴³ 「文理横断」と「文理融合」については区別をせず、人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育を総称して「文理横断・文理融合教育」としている。学生が様々な学問分野を学ぶことを「文理横断」、人文・社会科学系の学問と自然科学系の知見を組み合わせた文理融合的な学問、例えば環境学等を「文理融合」と捉えることもできるが、このような区別、定義が一般的に確立しているものではない。

⁴⁴ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）等。

③設置認可における規制の緩和

- ・ 総合規制改革会議第一次答申での指摘等⁴⁵を踏まえ、学校教育法等の改正により、平成 15（2003）年、届出制の導入や認可抑制方針の撤廃、設置審査の準則化等、大学等の設置認可制度の見直しが行われた。また、平成 16（2004）年には第三者評価による大学等の認証評価制度が導入された。
- ・ 設置認可における規制の緩和により、大学は一層新しい分野への挑戦や機動的な組織再編が可能となり、新增設が活発化した。平成 17（2005）年度には大学・短大進学率が 50%を超え、日本の高等教育は「マス段階」から「ユニバーサル段階」へ移行し、同年度以降、大学入学定員数は緩やかに増加を続けている。
- ・ 18 歳人口が減少する中でも大学進学者数は増加してきたが、入学定員未充足の私立大学の割合は、平成 17（2005）年度の約 30%から令和 5（2023）年度の約 53%へ上昇している。
- ・ 一方で緩和直後には、大学設置に求められる基本的理解や準備の不足した申請や数値基準さえ満たせばよいという意識の低い申請が一部に見られるなどの事例があったことを踏まえ、大学設置・学校法人審議会から審査方針・基準の見直しや厳正な審査を求める指摘がなされた。また、認証評価制度については、評価の負担が重い、大学の主体的な改善システムとの連動が不十分、といった指摘がなされた。これらの指摘を踏まえ、設置基準の明確化や設置構想審査の実施、「内部質保証システム」の構築、評価の効率化などの改善が進められてきたが、学修者本位の教育の実現に向け、今後更なる質保証システムの改善・充実が求められる。
- ・ また、大学の自己点検・評価や認証評価に加え、大学に係る情報を大学自身が社会に積極的に公表することも求められてきた。平成 11（1999）年には、大学設置基準等が改正され、各大学における教育研究活動等の状況について、広報誌やホームページなどを通じて、積極的に情報を提供することが義務付けられ、その後も学校教育法、学校教育法施行規則等の改正により公表すべき必要な教育情報が法令上明確化されてきた。

④国立大学改革の推進

- ・ 平成 13（2001）年には、「大学（国立大学）の構造改革の方針—活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として—」を提示し、国立大学について、再編・統合、法人化、第三者評価の導入等を提言した。有識者会議での検討や国会での審議を経て、平成 16（2004）年に国立大学は国立大

⁴⁵ 総合規制改革会議第一次答申（平成 13（2001）年 12 月）や中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成 14（2002）年 8 月）を踏まえ、設置認可制度を見直した。総合規制改革会議第一次答申では、大学や学部の設置について、競争的な環境の整備による教育研究の活性化、質向上等が提言された。

学法人へ移行した。

- ・ 法人化の結果、各大学において学長を中心とした機能的な運営が実現された、教育・学生支援の充実が図られたとの意見がある。
- ・ 他方、平成 16 (2004) 年から一定期間、国立大学法人運営費交付金の減額が続いたこと⁴⁶については、法人化が企図した効果を減殺しているとの指摘がある⁴⁷。

⑤「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」へ

- ・ 18 歳人口の減少傾向や大学等の認可抑制方針の撤廃を踏まえ、中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17 (2005) 年 1 月）（以下「将来像答申」という。）では、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行することが示された。同答申では、今後の国の果たすべき役割として、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等を挙げた。
- ・ 同答申では、学修者のニーズの多様化への対応や各教育機関の個性・特色の明確化、緩やかな機能別分化、国・地方公共団体・産業界のそれぞれの役割等にも言及されている。
- ・ なお、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へという方針は、その後のグランドデザイン答申でも引き継がれている。

⑥定員未充足や定員超過への対応強化

- ・ 近年、定員未充足と、都市部を中心とする定員超過が問題視されるようになり、私立大学等経常費補助金の交付について、定員未充足大学への減額率強化（平成 19 (2007) 年度～）や定員超過大学の不交付基準の厳格化（平成 28 (2016) 年度～）等が図られるとともに、情報公表状況や教育の質に係る指標に基づく交付額の増減措置も行われている。
- ・ また、若者の東京一極集中による地方の過疎化が問題視される中で、地方創生施策が様々講じられるようになる。その一つとして、東京 23 区内の大学の収容定員を、平成 30 (2018) 年 10 月から令和 10 (2028) 年 3 月までの間、原則として増加できないこととする定員規制⁴⁸が導入された。

⁴⁶ 法人化以降は減少が続いたが、平成 27 (2015) 年以降は同額程度が毎年度措置されている。

⁴⁷ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成 22 (2010) 年 7 月）

⁴⁸ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）第 13 条

⑦学修者本位の教育への転換

- ・ グランドデザイン答申では、2040年には大学進学者数が約51万人（2017年現在の8割程度）となるとの推計を示し、規模の適正化の検討や社会人や留学生を積極的に受け入れる体質への転換を高等教育機関に求めるとともに、今後必要とされる人材を育成するに当たり、「学修者本位の教育への転換」が提言された。
- ・ その後、中央教育審議会においては、学修者本位の教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示した大学分科会「教学マネジメント指針」（令和2（2020）年1月）や、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表という質保証システムについて最低限の水準を厳格に担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図ることを示した大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）、文理横断・文理融合教育の推進、出口における質保証の充実・強化、学生保護の仕組みの整備等について示した大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）などがとりまとめられてきたところである。

⑧奨学金事業の充実

- ・ 全国の大学を対象とした国の奨学金事業は、経済的に困難な者を対象としており、無利子・貸与型の制度の開始は昭和18（1943）年に遡る。昭和59（1984）年には有利子奨学金が、平成11（1999）年には貸与対象を拡充した「きぼう21プラン奨学金」（有利子・貸与型）が導入され、高等教育進学ニーズの大幅な拡大を支えてきた。平成29（2017）年以降は、学力及び世帯年収の基準を満たしているにもかかわらず予算上の制約から無利子奨学金の貸与を受けられなかった「残存適格者」を解消し、基準を満たす希望者全員に対して奨学金の貸与が実施されている。高等教育の拡大に伴って、奨学金も、高等教育を支える社会的インフラとして位置付けられるようになったと言える。
- ・ また、近年は、低所得世帯を対象とした支援が大幅に拡充されてきたところであり、平成29（2017）年度に、政府として初めて給付型奨学金制度が創設されたほか、令和2（2020）年度には、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯について、授業料・入学金の免除・減額と給付型奨学金の大幅な拡充を行う「高等教育の修学支援新制度」が開始され、令和6（2024）年度からは、この対象を負担軽減の必要性の高い多子世帯（子供3人以上を扶養する世帯）や私立理工農系の学生等の中間所得層に拡充されたところである。住民税非課税世帯の進学率は、平成30（2018）年度に約40%と推計されたところ、令和5（2023）年度には約69%となっており、同制度が進学の後押しに

つながっていると考えられる。

加えて、令和7（2025）年度からは、多子世帯の学生等に対して、所得制限を設けず、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とすることが「こども未来戦略」（令和5（2023）年12月22日閣議決定）において示されている。

⑨今後に向けて

- ・ 上記に掲げるように、グランドデザイン答申以降、教育の質の向上に向けては、各大学の内部質保証を促進するための取組や経済的負担の軽減を中心に充実が図られてきた。あわせて、規模やアクセスに関する取組としては、地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人の仕組みが導入され、その取組がいくつかの地域において進められるとともに、社会人、留学生の受入れ促進などの取組や、経済的負担の軽減等も行われてきた。一方で、グランドデザイン答申で示された「それぞれの地域において高等教育のグランドデザインを描く」ということが多くの地域でなされてきたわけではないなど、社会の要請に応じた地域、産業界、国際社会との連携が十分に深化されたとは必ずしも言えない。今一度、我が国と国際社会の変化を再認識しつつ、(1)に掲げるように少子化が急速に進行する中で、更に深掘りして、高等教育機関がどのような役割を果たしていくべきかという前提を確認した上で、規模やアクセスに関する議論をすることは避けることができない状況にある。
- ・ 「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」への時代と転換していく中で、大学への入学定員は増加し続けるとともに、進学率も上昇してきた。しかしながら、今後は、定員未充足や募集停止、経営破綻となる大学がさらに生じることも想定され、高等教育機関の機能強化の観点からも、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・統合の在り方についてより深化した取組が求められる。その際、個々の高等教育機関や進学者に委ねるだけでは、地域におけるアクセス確保が十分に確保されない可能性もあることから、地方の高等教育機関が果たす多面的な役割も考慮しながら、新たな高等教育政策の方向性や具体的方策を提示することが必要である。

2. 今後の高等教育の目指すべき姿

(1) 我が国の「知の総和」の維持・向上

- 我が国において未来を担う若者が新しい価値を創造し、人類が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域社会の持続的な発展を担っていくためには、「知の総和」を維持・向上することは必須である。「知の総和」は、人の数と、それぞれの人の能力の掛け合わせで決まる。18歳人口が減少する中においても、我が国の高等教育機関は、教育と研究をこれまで以上に高めることによって社会に貢献しながら、「知の総和」を増やす中心的な役割を果たすことが求められる。

(2) 高等教育政策の目的

- 「知の総和」の維持・向上のために高等教育政策を実施するうえで、政策目的（追求すべき価値）として、「質（Quality）」「規模（Size）」「アクセス（Access）」を設定することが必要である。
- 「質」とは、教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人ひとりの能力を最大限高めることが必要である。ここで、特に教育の質の向上に当たっては、グランドデザイン答申でも列記されている「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているか」、「学修の成果が出ているのか」等が重要な要素として確認されるものである。学生が質の高い教育を通じて、主体的・自律的な学修者としての成長を実感できるようにすることが重要である。その際、同答申でも示されているとおり、社会人や留学生を含め、多様な価値観を持つ多様な人材が学び合う環境を確保することが重要である。また、研究の質の向上に当たっては、常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動を展開し続ける必要がある⁴⁹。
- 「アクセス」とは、地理的又は社会経済的⁵⁰な観点からの高等教育の機会均等の実現を図ることであり、格差の固定化を防ぐ観点からも、意欲のある者が進学をあきらめない社会の実現を目指す必要がある。
- 「規模」とは、社会的に適切な規模の高等教育機会の供給である。進学者の観点からは、18歳で入学する学生に関し、これまで高等教育機関進学率は継続的に上昇しており、今後、知識基盤社会が一層進展する中で、大学進

⁴⁹ 大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）

⁵⁰ 家庭の世帯年収や保護者の学歴等により測定される子供の家庭背景

学率は更に上昇していくことが想定されている。また、社会人や留学生に関しては、引き続き受入れの促進が重要である。

他方で、高等教育機関を卒業した者への需要の観点からは、学修歴や資格と具体的な仕事の内容との対応関係が必ずしも明確でない我が国社会において、高等教育機関の卒業生の必要量を算定することに限界がある。

このような状況を踏まえ、少子化の進行に伴う経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至ることも想定される中で学生等が安心して学びたいことを学ぶことができる条件・環境を維持・発展させていくための「規模」については、「質」と「アクセス」の観点から、我が国の社会にとって望ましい在り方を模索する必要がある。

- ・ 「質」「規模」「アクセス」の3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要である。そのため、バランスよく、かつ効果的に達成するための制度及び資源配分の在り方を検討することが重要である。各地域において、高等教育機関の置かれている状況が異なる中で、「規模」の適正化について、個々の高等教育機関や進学者に委ねるのみでは、教育研究の「質」や「アクセス」確保に支障が生じるおそれがあるため、「質」の高度化や「アクセス」確保に留意しつつ、急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図ることが必要である。

（3）重視すべき観点

- ・ 今後の高等教育の目指すべき姿を実現するにあたって、特に以下の観点も踏まえ、教育研究体制の充実、高等教育を支える基盤の強化や高等教育との接続等の観点を重視することが必要である。

①文理横断・文理融合教育の推進

- ・ 教育基本法及び学校教育法の規定や、中央教育審議会答申、政府及び関係機関における様々な提言・分析⁵¹においてこれまで示されてきた、「ユニバーサル段階」における高等教育機関が育成するこれからの時代を担う人材に必要なとされる資質・能力は、以下のように、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等が中核とされている。

⁵¹ 教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4（2022）年5月）、未来人材会議「未来人材ビジョン」（令和4（2022）年5月）、厚生労働省「令和4年版 労働経済の分析 ―労働者の主体的なキャリア形成への支援を通じた労働移動の促進に向けた課題―」（令和4（2022）年9月）、科学技術・学術政策研究所「第11回科学技術予測調査 S&T Foresight 2019 総合報告書」（令和元（2019）年11月）、令和国民会議「「人口減少危機を直視せよ」-人が成長し、産業がかけ合わさり、地域がつながる-」（令和5（2023）年6月）、一般社団法人 日本経済団体連合会「提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 - 主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて-」（令和4（2022）年1月）等を参照

－ 21 世紀型市民⁵²：

専攻分野について専門性を有するだけではなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

－ 各専攻分野を通じて培う学士力⁵³：

(1)知識・理解、(2)汎用的技能、(3)態度・志向性、(4)総合的な学習経験と創造的思考力

－ 2040 年に必要とされる人材⁵⁴：

情報基盤社会において、基礎的で普遍的な知識・理解等に加えて、数理・データサイエンス等の基礎的な素養を持ち、正しい大量のデータを扱い、新たな価値を創造する能力。人工知能（AI）などの技術革新が進む中においては、AI に果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できる人材

- ・ これからの時代においては、2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の担い手や創り手の育成が必要である。Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を一人ひとりが自らの個性等に応じて備え、伸ばしていくことが期待される。そして、各々が持つ資質・能力を合わせることで、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引することも重要である。
- ・ 我が国の学士課程教育は、特定の学問分野に基づき学部・学科等が組織され、所属する学生に対して初年次から専門教育を実施する形が多くみられる。分野を超えた専門知を組み合わせて、「総合知」の創出・活用が必要とされる時代にあっては、情報基盤社会の基盤的リテラシーを身につけた上で、専門知そのものの深掘り・広がりとともに、専門知を持ち寄って多様な他者と対話し、交流・融合・連携を進めることにより、知の活力を生み出すことのできる人材が求められる。
- ・ このような観点から、リベラル・アーツ教育を中核に据えた学位プログラムや文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム等により、文理融合・文理横断教育に取り組むことが重要である。その際、現代社会のあらゆる分野におけるデジタル化等の進展を踏まえれば、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な理解やリテラシーは市民的素養として培うことが益々重要になっていることにも留意が必要である。
- ・ また、専門知の深さと併せて、俯瞰的・横断的な視野、異なる複数の学問

⁵² 将来像答申

⁵³ 学士課程答申

⁵⁴ グランドデザイン答申

分野のアプローチを用いて思考することのできる、いわば「文理複眼」的な思考力等を涵養することも求められる。

②成長分野を支える人材の育成

- ・ デジタル化の加速度的な進展と脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要のあり方にも変化をもたらすことが予想される。そのような状況において、我が国の持続的な成長・発展を実現するには、将来を見通した際に求められる成長分野や複雑化する地域課題の解決をリードする高度専門人材が不可欠であり、その育成の中核を担うのは大学・高等専門学校等の高等教育機関である。
- ・ 高等教育機関において、デジタル・半導体、グリーン等の成長分野への再編や、前述の文理横断・文理融合教育の推進等の機能強化を図り、産学官が一体となって、未来社会を支える高度専門人材を育成するべきである。
- ・ 今後、社会の変化に応じて、その時々新たな成長分野に対して、高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

③流動性に支えられた多様性の確保

- ・ 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」と規定しており、大学には、教育、研究、社会貢献の役割が明示されている。
また、大学をはじめとする高等教育機関は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定された目的を達成するために、世界水準の教育研究の推進や、所在する地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。高等教育機関ごとに、制度目的、修業年限、学位を授与する機関であるか否か、教育内容として学術を重視しているか、職業ないし実生活を重視しているかなどに違いがあり、多様な高等教育機関を形成しているところであり、引き続き、これらの多様性の確保を図るべきである。
- ・ 今後は、転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、学生がより多様なキャリアパスを実現していくことも必要である。
- ・ さらに、世界各国が留学生獲得にしのぎを削る中、より多様で優秀な留学生が日本社会へのゲートウェイとして我が国の大学で学び、積極的に定着できるようにするとともに、海外で学び、様々な分野で挑戦する日本人学生を大幅に増やすため、国内外で日本人学生と外国人学生による多文化共修のための環境整備や海外との大学間連携等の強化を進め、留学生モビリティを一層推進し、我が国の高等教育の国際通用性・競争力を向上させる必要がある。
- ・ また、世界の知と多様性を取り込み、我が国が世界の知の発展に貢献する

とともに、我が国の国際競争力を維持・強化するため、また世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、国際社会の期待に応え存在感を発揮するために、国際頭脳循環や国際共同研究を更に推進することも必要である。

- ・ 加えて、一人ひとりの実りある生涯と我が国の持続的な成長・発展を実現する高等教育機関の役割が一層重要となる中では、社会に出た後も新たに必要とされる知識スキル、態度及び価値観を身に付け、またそれを適切に更新していくためのリカレント教育・リスキリングも一層求められることから、社会人経験を経た者の学び直しを促進することも必要である。

④ 国際競争の中での研究力の強化

- ・ 科学技術の進歩は、社会変革に必須であり、Society 5.0 の実現を可能にするのも科学技術、特にデジタルサイエンスの発展である。そして、少子高齢化など課題先進国の我が国においても、また環境問題など地球規模的な課題の解決にも科学技術の革新が必要となっている。これを支えるのが正に研究である。
- ・ 研究面では、価値創造の源泉となる基礎研究・学術研究の卓越性と多様性を戦略的に維持・強化していくことが重要になるのみならず、価値創造の仕組みが大きく変わる現代においては、教育研究の自由が保障されている大学こそが新しい知を生み出し、国力の源泉となることを再確認しておく必要がある。そして、新たな知を社会的・経済的価値の創造に結び付け、さらなる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である⁵⁵。

⑤ 学生への経済的支援の充実

- ・ 日本国憲法第 26 条第 1 項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを定め、国民に教育を受ける権利を保障している。この条項の精神を実現すべく、教育基本法第 4 条第 3 項は「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」ことを規定し、教育の機会均等を実現するための国及び地方公共団体の責務を定めている。
- ・ 高等教育の受益者は学生等本人であると同時に、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは、社会全体が受益者である。加えて、高等教育での修学を経て、経済的に安定した生活を送ることができる者が増加することにより、将来の生活保護費や医療費、失業給付等の抑制が見込まれるといった社会全体に対する経済的な効果も期待できる。

⁵⁵ 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」（令和 3（2021）年 2 月）

- ・ 意欲と能力のある学生等が、学校種の別、設置者の別に関わらず、高等教育段階への進学を断念することのないよう、また進学した学生等が学資の捻出のため長時間のアルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、学生等の学びを社会全体で支えることが極めて重要である。
- ・ このような視点の下、これまで貸与型奨学金を通じた支援や、奨学金返還の負担軽減、高等教育の修学支援新制度の導入・拡充、地方公共団体や企業による奨学金の返還支援などの取組を進めてきたところであり、今後も、これらの取組を着実に進めた上で、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担軽減に取り組んでいくことが必要である。

⑥初等中等教育との接続強化

- ・ 初等中等教育段階においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指すとともに、高等学校での「総合的な探究の時間」等における問題発見・課題解決的な学習活動の充実が図られるなどの教育内容の変化や、1人1台端末の導入による新たな教育手法の展開など、高等教育機関へ進学する生徒の学びに変化がみられる。
- ・ そのような中、高等学校段階までに培われた資質・能力を高等教育においてどのように伸ばしていくかという高大接続の視点から高等教育段階における学修の在り方を再構築していく必要があり、大学入試のあり方に関する検討会議「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和3（2021）年7月）等を踏まえ、初等中等教育段階における多様な学びを踏まえた高等教育機関との接続の推進を図ることが重要である。

⑦高等教育における社会との接続及び連携の強化

- ・ 大卒に求められる資質と技能の国際比較調査⁵⁶によれば、大学で取得することが期待されるコンピテンスの認識について、大学教員は、理論的思考や分析力、知識適用力や問題特定・解決力などの技能的コンピテンスが必要と考える一方で、企業は対人関係や自己管理能力及び協調性などの資質的なコンピテンスを重視するという相違がある。
- ・ また、我が国における高等教育機関の質保証システムの一環として、一人ひとりの学生が密度の濃い主体的な学修を通じて「卒業認定・学位授与の方針」（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）に定める資質・能力を身に付けること、すなわち「出口における質保証」の取組を充実・強化することが

⁵⁶ 平成24（2012）年に文部科学省の支援の下に設置された研究大学12校（北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、早稲田大学、慶応義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学）を参加大学とする「教育改革推進懇話会」の「チューニング・ワーキング」によって平成26（2014）年から3回にわたって実施。

求められている⁵⁷。高等教育機関に対して「出口における質保証」を求める企業等においても、採用選考活動に当たって学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること等の積極的な発信が求められる。なお、専門職大学等や専門学校の職業実践専門課程においては、教育課程編成等について、企業等との連携が制度化されており、こうした取組の充実も必要である。

- ・ このような状況を踏まえ、高等教育機関と産業界等とが積極的な対話を重ねることで、高等教育機関と企業等との接続及び産学連携を、教育及び研究の両面により一層強化していくべきである。

⑧地域との連携

- ・ 各高等教育機関が地域ならではの魅力を活かして「地域の中核となる高等教育機関」へと成長発展していくことは、地域の活性化はもとより、テレワークなど地理的な制約を超えた働き方が拡大し、災害や感染症等に対するレジリエンスを有する、強くしなやかな国土形成の必要性が指摘される中で、社会のDXやグローバル化の推進にも資するものであり、「地域の中核となる高等教育機関」の実現が、我が国社会全体の変革の駆動力となる⁵⁸。
- ・ 我が国全体の均衡ある発展の実現に当たっては、新産業の創出や産業構造の転換に貢献する地方大学等の魅力向上や高等教育機関を核とする地域活性化を図ることが重要であり、魅力ある地域の高等教育機関の存在が、地方に在住する進学希望者にとっての高等教育の機会均等に資するものと考えらる。

＜深掘して御議論いただくポイントの例＞

- ①上記の「重視すべき観点」に、他に付け加えるべき観点として何が考えられるか。

⁵⁷ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）

⁵⁸ 中央教育審議会大学分科会「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－（審議まとめ）」（令和3（2021）年12月）

3. 今後の高等教育の政策の方向性

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

- ・ 新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会(knowledge-based society)」においては、学生一人ひとりの能力を最大限高めることが必要である。
- ・ 予測不可能な時代にあって、学生一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。
- ・ また、高等教育機関は、多様な価値観や異文化を持つ者が相互に刺激を与えながら切磋琢磨する場であり、社会人や留学生など多様な価値観が集まるキャンパスの実現等による教育研究の質の高度化を図ることも必要である。
- ・ さらに、学生一人ひとりの能力を最大限高めるためには、「知のプロフェッショナル」を育成する大学院が果たすべき役割は非常に重要である。博士人材は、深い専門知識と、課題発見・解決能力などの汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、活用することで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、社会全体の成長・発展をけん引することができる重要な存在である。そのため、学生一人ひとりの能力を最大限高めるという観点からも、大学院教育を抜本的に充実するとともに、博士人材の増加を図ることが必要である。

①学修者本位の教育の更なる推進

- ・ グランドデザイン答申においては、2040年という将来を見据えた我が国の高等教育が目指すべき姿として、「学修者本位の教育の実現」を謳っており、この理念は引き続き重要である。
- ・ このため、今後、一人ひとりの学生がより一層、必要な能力を身に付けられるようにするためには、厳格な成績評価や卒業認定等を実施するとともに、各大学等の更なる教育力の向上は必須であり、全学的な教学マネジメントの確立を図った上で、教育内容・方法の改善を行うとともに、学習成果や教育成果を把握・測定し、教育活動の見直し等において適切に活用していくことが必要である。また、これらの可視化された情報については、在学生や進学希望者はもとより、地域社会や産業界等をはじめとして、社会全体への説明責任を積極的に果たしていくという観点から、諸外国の状況も踏まえ情報公

表を進めることも必要である。

このような視点や、グランドデザイン答申以降の高等教育改革の状況を踏まえつつ、以下の観点から取組を進めることが必要である。

< 検討の方向性 >

- 教育内容・方法の改善
 - － 文理横断・文理融合教育⁵⁹や実践的な教育研究の推進
 - － 教育の密度を確保・充実するための、クォーター制の導入促進等を通じた同時に履修する授業科目数の絞り込み
 - － ティーチングアシスタント（TA）の組織的トレーニングの仕組みの導入促進
 - － 厳格な成績評価や卒業認定など「出口における質保証」の促進⁶⁰
- 学生の学修成果や大学等の教育成果（卒業後の活躍状況を含む）の可視化とこれに基づく教育改善の促進
 - － 卒業後の進路や学生等の満足度等を含めた各高等教育機関の自律的な情報発信
 - － 全国学生調査への参加率の向上や各高等教育機関における IR 等での活用促進
- 各高等教育機関や諸外国の状況も踏まえた、情報公表の更なる促進⁶¹
 - － 学修成果や教育成果に関する情報公表の更なる推進
 - － 利用者にとっての利便性向上を図るための、高等教育機関間の比較が可能となる情報の可視化
 - － 認証評価機関による評価情報の一覧性の向上

< 深掘して御議論いただくポイントの例 >

- ① 高度な生成 AI の普及や遠隔教育の急速な普及等も踏まえた教育の質の充実のための方策
- ② レイトスペシャライゼーション等の柔軟な教育課程編制を促進する上で、現在の学部学科単位による定員管理制度等における課題・解決策
- ③ 情報公表の在り方や必要な配慮
- ④ 認証評価における、機関毎の評価項目や評価基準等の多様性と、情報の

⁵⁹ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）も参照

⁶⁰ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）も参照

⁶¹ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和 2（2020）年 1 月）において、学修成果を中心に、幅広く公表すべき情報の例を提示

②多様な価値観が集まるキャンパスの実現

- ・ グランドデザイン答申においても示されたとおり、個々人がその可能性を最大限発揮し、今後の社会で生きていく能力を獲得するためには、画一的な、教育を提供する側が考える教育から脱却し、高等教育機関は、多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場を形成することが必要であり、「多様な価値観が集まるキャンパス」へ転換していくことが求められる。
- ・ また、人生 100 年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになることが予想される。我が国の社会では、依然として単線型のキャリアパスであり、定められた期間内で進級したり、就職したりすることが前提となる考え方が強いが、マルチステージの人生への変化が予想される中においては、様々なキャリアの可能性を、時間をかけて模索する時間と柔軟性を持つ仕組みづくりが重要であり、マルチステージ型のキャリア形成に向けては、単線的年齢中心主義からの脱却が必要である。その際、我が国の社会人の学修意欲は諸外国と比べて低く、産業界も人材投資が低調で、かつ、社会人教育の場として大学等を活用していないという現状があり、この状況を打破することが重要である。
- ・ 多様な価値観が集まるキャンパスの実現に向けて、多様な学生を受け入れるための入試の多様化や、横の流動性を確保するための転編入学等の柔軟化、協定に基づく海外留学等の経験を経て成長を遂げた学生の増加、留学生や社会人の更なる受入れ促進を以下の観点から図っていくことが必要である。

<検討の方向性>

- ・ 初等中等教育段階の学びの変化や多様な学生に対応できる、多面的・総合的な入試の推進
- ・ 転編入学等の柔軟化
 - － 単位互換・科目等履修・履修証明制度、単位累積加算による学位授与制度の活用促進
 - － 高等教育機関間の連携による転編入学促進
 - － 転編入学生を受け入れる際の定員の扱いの柔軟化
- ・ 留学生の受入れ・日本人学生の派遣の推進

- － 休学や留年をせずに留学しやすい環境の整備
 - － 早期からのリクルートや、日本の強みである学問分野のアピール、卒業後の定着に関する取組など、戦略的な広報・情報発信の強化
 - － 所在する自治体のニーズを踏まえた留学生の受入れ推進
 - － 留学生の受入れ促進を踏まえた、入試の実施
 - － 外国語による授業の増加に向けた取組の推進
 - － 留学生を受け入れる企業と大学等の連携強化
- ・ 社会人の受入れ推進
 - － 科目等履修・履修証明制度の活用促進
 - － 社会人やパートタイム等で学生以外の者を受け入れる場合に当たっての、教育環境の質の確保のための学内資源の管理の見直し
 - － 高等教育機関と産業界との組織レベルでの連携の推進

<深掘して御議論いただくポイントの例>

- ① 多様な価値観が集まるキャンパスの実現に向けた入学者選抜の多面的・総合的評価の促進方策
- ② 転編入学等を柔軟にしていく上での課題・解決策
- ③ 留学生の受入れ・日本人学生の派遣促進のための課題・解決策
 - － 留学生の選抜方法・手続き
 - － 歩留まりの読みが難しい留学生の定員管理方策
 - － 留学生の増加に対応するための日本人学生との交流も含めた生活・学業支援体制整備
 - － 大学間連携強化のための方策
 - － その他留学生受入れ促進方策
- ④ 社会人の受入れ促進のための課題・解決策
 - － 社会人やパートタイム等で学生以外の者を相当数受け入れる場合における具体的な教育環境の質の担保方策
 - － その他社会人受入れ促進方策
- ⑤ その他の具体的方策

③大学院教育の改革

- ・ 大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」、及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能⁶²を担

⁶² 中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（平成17（2005）年9月）

っており、高等教育の中でもとりわけ大学院は知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である⁶³。

- ・ 今後 18 歳人口が減少する中において、我が国の「知の総和」を維持・向上していくためには、大学院においても、より質の高い教育を行うとともに、修士号・博士号の取得者数の増加を図っていくことが必要である。その際、学士課程から博士課程までの教育課程の体系化を図ることで縦の流動性を図るとともに、多様な学生や教員等の受入れを図ることで横の流動性を促進することも求められる。また、博士人材の能力が社会において正当に評価されるとともに、博士人材の強み・魅力を可視化し、アカデミアのみならず多様なフィールドで一層活躍する環境を構築⁶⁴することも重要である。

このような視点を踏まえつつ、大学院教育の改革のために、以下の観点から取組を進めることが必要である。

<検討の方向性>

- ・ 質の高い大学院教育の推進
 - － 大学院教育の質保証や円滑な学位授与などの教育改善の取組推進
 - － 世界トップ水準の大学院教育を行う拠点形成
- ・ 修士号・博士号取得者数の増加に向けた取組推進
 - － 初等中等教育段階での探究学習やキャリア教育の充実、学部等学生向けのキャリア支援など早期からの取組によるモチベーションの向上
 - － ロールモデルの PR 等を通じた博士人材として社会で活躍する魅力の発信
 - － より実践的で多様なキャリアにつながるインターンシップの推進
 - － 大学等における組織的なキャリアパスの支援の取組推進
 - － 国や地方公共団体等の公的機関での活躍促進
 - － ポストドクター・若手研究者の処遇向上やキャリアパス支援
 - － 博士課程の学生に対する生活費相当額の支援や授業料減免の充実
 - － オンライン授業の特性等を活かした社会人の受入れ促進
- ・ 学士課程から博士課程までの教育課程の体系化と連続性の確保
 - － 多様な学修ニーズに対応できるような履修体系（優秀な学生が学士・修士課程を 5 年間で履修するモデル等）を取り入れる取組の促進
 - － 修士・博士課程の 5 年一貫学位プログラムの構築促進

⁶³ 中央教育審議会大学分科会「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31（2019）年 1 月）

⁶⁴ 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和 6（2024）年 3 月）参照

- － 実務経験が豊富な社会人学生が短期で博士課程を修了できるようにするなど、個々人の能力と希望に応じた柔軟な体制の構築促進
- ・ 多様な学生及び教員の受入れ促進
 - － 大学院教育研究の国際化や優秀な留学生の受入れ促進、学生等の海外研究活動・留学機会の充実
 - － 大学と産業界との人材循環の促進、産業界のニーズを踏まえた社会人への大学院教育の推進
 - － アカデミックインブリーディングの抑制

＜深掘して御議論いただくポイントの例＞

- ① 博士課程への進学者増を図る上での課題・解決策
- ② 優秀な学生に対する早期修了の積極的適用の方策（教育研究の質確保が前提）
- ③ 産学連携や国際的な大学間連携をより促進するための方策
- ④ 博士課程修了者のアカデミア以外の多様なキャリアパス構築の方策
- ⑤ その他の具体的方策

（２）高等教育全体の適正な「規模」の確保

- ・ 高等教育行政は、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ移行し⁶⁵、これまで大学入学定員数は緩やかに増加している。
- ・ 現在の収容定員を前提とすると、今後は、急速な少子化の進行等の中で、18歳で入学する学生の減少による定員充足率のより一層の悪化が見込まれ、各高等教育機関が最低限確保すべき学生数を確保できない等により、教育研究の「質」を維持できなくなる恐れがある。このため18歳で入学する学生以外の受入れもより一層促進することが必要である。
- ・ 一方で、これらの学生以外の受入れを拡大したとしても、少子化はより速いスピードで進行するとの予測もある中では、高等教育機関の機能強化等の観点からは、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・統合・撤退の議論は避けることができない状況にあり、高等教育全体の適正な規模の確保を図ることが必要である。

⁶⁵ 将来像答申

①18歳で入学する学生以外の受入れ拡大

- ・ 2040年には、18歳人口が約82万人、現在の規模と比較すると約75%、大学進学者数は約51万人に減少と予想される。各高等教育機関は、「18歳中心主義」を維持したままでは、現在の規模を確保することができないというものの認識が必要である。
- ・ その上で、「18歳」「国内」「対面」にこだわらず多様な学生を受け入れるための「学生」の概念を見直すとともに、社会人や留学生の積極的な受入れや、遠隔教育・オンライン授業を活用した学修を進めるなど、学生以外の受入れ拡大の実現のために、以下の観点から取組を進めることが必要である。

<検討の方向性>

- ・ 多様な者を受け入れるための「学生」概念の見直し
- ・ 留学生や社会人の受入れの更なる促進【再掲】
- ・ 遠隔教育やオンライン授業等の進展を踏まえた取組の推進

<深掘して御議論いただくポイントの例>

- ① 科目等履修生などの学生以外の者を含め、大学が受け入れる者の取扱い
- ② 選抜性の高い機関において、これまで各機関が受け入れてきた学生とは異なる層まで受け入れることの課題・解決策
- ③ 留学生・社会人の受入れ促進のための課題・解決策【再掲】
- ④ 高等教育機関のデジタルイノベーションやデジタルトランスフォーメーション(DX)による変化、遠隔教育の拡大等の影響(通信教育課程も含む)
- ⑤ その他の具体的方策

②高等教育全体の適正な規模の確保

- ・ 少子化が更に進行する中では、進学率の更なる上昇や留学生等の受入れ拡大があったとしても、2040年代の進学者数は、試算上、現在の入学定員数と比べて大きなギャップがある。
- ・ このような状況の下、将来を見据えたチャレンジをはじめとした意欲的な教育・経営改革を行う大学等への支援を強化するとともに、高等教育機関の連携・再編・統合や縮小・撤退を支援するなど、地域や社会のニーズ等を踏まえつつ、高等教育全体の規模の適正化を図るため、以下の観点から取組を進めることが必要である。

<検討の方向性>

- ・ 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - － 教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、主体的な経営判断・経営基盤の確立

- － 経営基盤の確立の観点からの設置認可審査の厳格化
- － 改革やチャレンジに取り組む大学への支援強化
- ・ 連携・再編・統合の支援
 - － 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化への支援
 - － 各法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの構築
 - － DX等の活用を通じた、連携・統合等を希望する学校法人への経営相談や、客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」の充実
- ・ 縮小・撤退への支援
 - － 定員未充足の状況が継続する大学の定員規模適正化の促進
 - － 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ緩和
 - － 学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動の支援
 - － 早期の経営判断を促す指導の強化
 - － 学校法人が解散する場合等における学生保護の仕組みの構築⁶⁶や残余財産の帰属の要件緩和

＜深掘して御議論いただくポイントの例＞

- ① 設置認可に係る法人運営面の審査の厳格化のための方策
- ② 大学の再編・統合に向けてソフトランディングができる仕組みの在り方
- ③ 収容定員の引下げに対する大学等の忌避感を緩和するための方策
- ④ 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合の特例措置の在り方
- ⑤ 学部等の開設後に定員未充足や不採算の状態が継続する場合、規模縮小や撤退に係る指導の強化の在り方
- ⑥ その他の具体的方策

（３）地域における高等教育への「アクセス」確保

- ・ 教育機会の確保のために、地域における質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要がある。
- ・ 特に、地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向にある一方で、経済的な理由をはじめ様々な理由で地元を離れることができない進学希望者がいることから、地理的観点からのアクセス確保

⁶⁶ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）を受けた検討の具体化

のための方策を講じる必要がある。

- また、高等教育の修学支援新制度など個人補助の形での高等教育全体への資金投入は急速に増加しており、経済的観点からのアクセスの確保は一定の進展をしているが、個人補助は対象者が制度の存在を知らなければ活用できないという特徴を有しており、対象拡大を踏まえた情報提供の在り方など、制度を継続的に実施していくための体制整備等にはなお課題もある。

①地理的観点からのアクセス確保

- グランドデザイン答申においては、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する地域連携プラットフォームの構築や国公私立の枠組みを越えた連携の仕組みとして大学等連携推進法人の導入などが示された。
- これらの取組はいくつかの地域で始まっているが、高等教育機関の規模の適正化が図られる中では、今後、各地域における志願動向や人材需要等を踏まえ、求められる学問分野を学べる高等教育の機会を確保することはより一層重要となる。このため、地域の関係者が議論を行う場の構築や、各高等教育機関や地域において検討を促すための仕組みの整備、地方公共団体における体制整備など、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保のために、以下の観点から取組を検討することが必要である。その際、東京圏と地方圏との間で異なる課題があることを踏まえて、地域の特性に応じた方策を検討するとともに、地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人を進めるに当たり、学生募集で競合関係にある実態も踏まえた仕組みを講じる必要がある。

< 検討の方向性 >

- 複数の高等教育機関や地方公共団体、産業界などの関係者が地域の人材育成の在り方について議論を行う場の構築
 - － 地域における志願動向や人材需要の情報収集・整理
 - － 地域の実態等を踏まえ、各高等教育機関の連携・再編等の計画策定や、各計画の実行を支援するための仕組みの構築
- 各高等教育機関や地域において検討を促すための仕組みの整備
 - － 国全体や地域ごとのデータ整備
 - － コーディネーターとなる人材の育成・配置
 - － 協議会に参画することが見込まれる地方公共団体における地域における大学振興に関する担当部署の整備

< 深掘して御議論いただくポイントの例 >

- ① 確保すべき地理的アクセスの範囲、各地域において求められる学問分野や教育水準についての高等教育の機会の確保の具体的な在り方
- ② 議論を行う地域の範囲の在り方
- ③ 地域に必要な高等教育機関へのアクセス確保のための支援の在り方
- ④ その他の具体的方策

② 社会経済的観点からのアクセス確保

- ・ 経済的観点からの高等教育機関へのアクセス確保については、令和2（2020）年に、高等教育の修学支援新制度が導入され、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学（学部段階）、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学する機会を確保できるようになっている。また、令和6（2024）年度からは、多子世帯や私立理工農系の中間層を対象が拡大されるとともに、令和7（2025）年度からは、多子世帯について授業料等が無償化されるなど、教育費負担軽減の取組が進展している。さらに、大学院段階においては、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の授業料について、令和6年度から、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みが創設されるとともに、博士後期段階については、生活費相当額の支援や授業料減免などの取組の充実も図られている。
- ・ また、経済的な観点のみならず、高等教育機関へのアクセスについては、保護者の学歴や職業など家庭の社会的、文化的な背景の違いが児童生徒の学力や進路に影響を与えている状況や例えば理工系への進学を選択する女子生徒が少ない実態等の保護者、学校、社会のジェンダーバイアスにも目配りすることが求められる。
- ・ これらのグランドデザイン答申以降の修学支援新制度や貸与型奨学金、大学による授業料減免などの教育費負担軽減の状況や家庭の社会的、文化的な環境の違い等を踏まえて、更に取り組むべき事項や方向性について整理することが必要である。

< 検討の方向性 >

- ・ 社会経済的観点からのアクセス確保と高等教育機関の質の維持向上との両立性の確保
- ・ 経済的負担軽減に関する早期からの幅広い情報提供の促進
- ・ 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育や進路指導の充実
- ・ 幼少期からの保護者や学校、社会による学びや性別役割分担にかかるジェンダーバイアスの排除に係る社会的機運の醸成

< 深掘して御議論いただくポイントの例 >

- ① 確保すべき社会経済的アクセスの範囲の在り方
- ② 奨学金等の支援を必要とする学生等への効果的な情報提供の在り方
- ③ その他の具体的方策

4. 上記3までを踏まえた上で、今後検討を深めていく必要がある論点

(1) 設置者別・機関別の役割分担や連携の在り方

- ・ 我が国の高等教育機関における設置者・機関別の在り方については、明治期以来の歴史的経緯や制度上の位置づけ等も考慮し、また、グランドデザイン答申で再整理された役割等も踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ特色と強みを最大限活かして、高等教育の在り方を再構築していく必要がある。
- ・ その際、例えば、国立大学においても大学ごとにミッションの多様化が進んでいることや、デジタルやグリーン等の成長分野への学部再編等支援を通じた大学改革、高等教育の修学支援新制度の導入等も進められていることから、その役割分担の在り方や果たすべき役割・機能について改めて明らかにすることが必要である。
- ・ また、国公立の設置形態の枠組みを越えて、教育研究や事務の連携を進めるなど、各高等教育機関の強みを活かした連携も必要である。

(参考)

- ・ グランドデザイン答申においては、設置者別の役割について以下のよう示している。
 - 国立大学については、世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進、イノベーション創造のための知と人材の集積拠点、Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成、経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割
 - 公立大学については、設置者である各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担い、教育機会の均等や地域活性化の推進、行政課題の解決へ貢献する役割
 - 私立大学については、学部学生の約8割の教育を担い、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割や、一部のエリートだけでなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できる多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割

- ・ 我が国では、専門職大学、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの学校種において、制度目的や修業年限、学位授与、教育内容など違いがある中で、多様な高等教育機関を形成している。

そのような中、グランドデザイン答申では、機関別の役割について以下のように示している。

- 専門職大学・専門職短期大学は、理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務をけん引でき、かつ変化に対応し新たな価値を創造できる人材を、産業界とも密接に連携して育成
- 短期大学は、地方の進学機会の確保に重要な役割を果たすとともに、教育・保育、看護、介護等の多様な人材を養成
- 高等専門学校は、5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関として、実践的・創造的な技術者を養成
- 専門学校は、社会・産業のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施

<検討の方向性>

- ・ 各設置者の特性を踏まえた役割・機能の強化・見直し
- ・ 専門職大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などの各機関の特性を踏まえた役割・機能の強化・見直し

<深掘して御議論いただくポイントの例>

- ① 設置者別・機関別の役割分担の在り方や果たすべき役割・機能
- ② 上記を実現するための具体的方策

(2) 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ・ 未来を支える人材の育成や学術研究による知の創出等の役割を担う高等教育は国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への投資である。
- ・ 各機関においては、その果たすべき役割や機能の強化、教育研究の質の一層の向上を実現するため、各機関内における適切な資源配分や効率化を前提としつつ必要な財源を確保することが求められる。
- ・ しかしながら、厳しい財政状況の中、各機関においては、十分な人件費や研究費の確保が困難となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘がある。また、我が国の高等教育段階に対する教育支出においては、OECD諸国平均と比べて家計負担の割合が2倍程度と高い現状もある（ただし、奨学金等の個人への公的支援が高等教育機関への支出に充てられた場合、家計負担に計上されることに留意。）。
- ・ このような視点も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費の

充実、民間からの投資を含めた多様な財源の確保の観点も含め、今後の高等教育機関や学生への支援方を講じる必要がある。

< 検討の方向性 >

- ・ 安定的で明確な支援枠組みを構築するため、授業料を含めた教育費負担や機関への支援、社会からの投資の拡大の在り方の検討

< 深掘して御議論いただくポイントの例 >

- ① 家計負担の軽減とのバランスの観点も踏まえた、質の高い高等教育のための授業料、公費支援、寄附金等の在り方
- ② 社会からの投資の拡大など多様な資金調達を通じた経営基盤の確立・強化の方策
- ③ 各高等教育機関が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方
- ④ 高等教育機関に係る情報の共通化等、高等教育機関の事務効率化等を図るための具体的方策
- ⑤ その他の具体的方策